

仮運転免許の取消し処分に関する事務の取扱要領について（例規）

〔最終改正 令和5.6.30 例規交企第19号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

道路交通法第106条の2の規程に基づく仮運転免許の取消処分に関する事務の取扱要領を定めたもので、昭和53年11月28日から実施しています。